

告 示

埼玉県告示第七百九十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

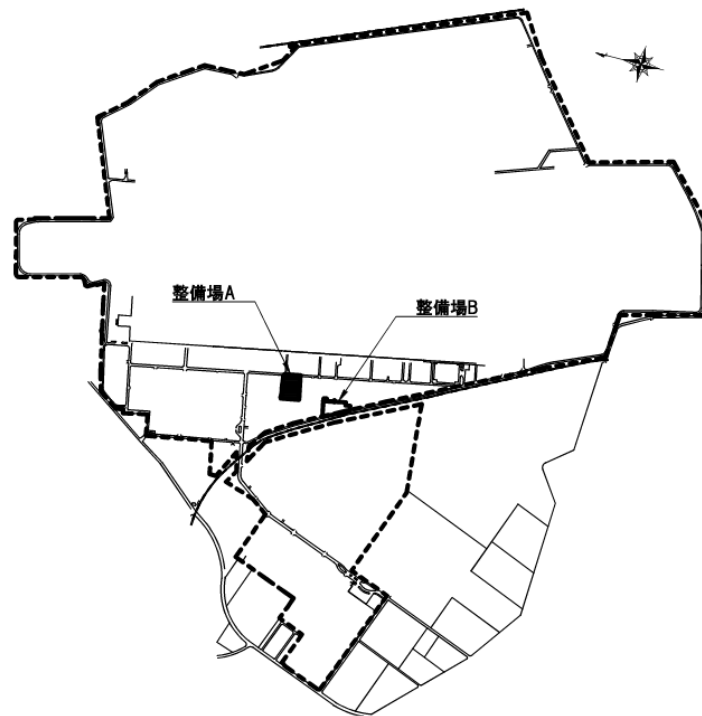
一 形質変更時要届出区域

別図一（埼玉県狭山市入間川字オ五千二百四十四番三の一部）及び別図二（同五千二百三十七番一の一部及び五千二百三十八番の一部）のとおり

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図1



【凡例】

- : 単位区画
- : 30m格子
- : 調査対象地
- : 敷地境界
- : 筆境界

||||| : 形質変更時要届出区域に
指定する区画
(ふっ素及びその化合物含有量)

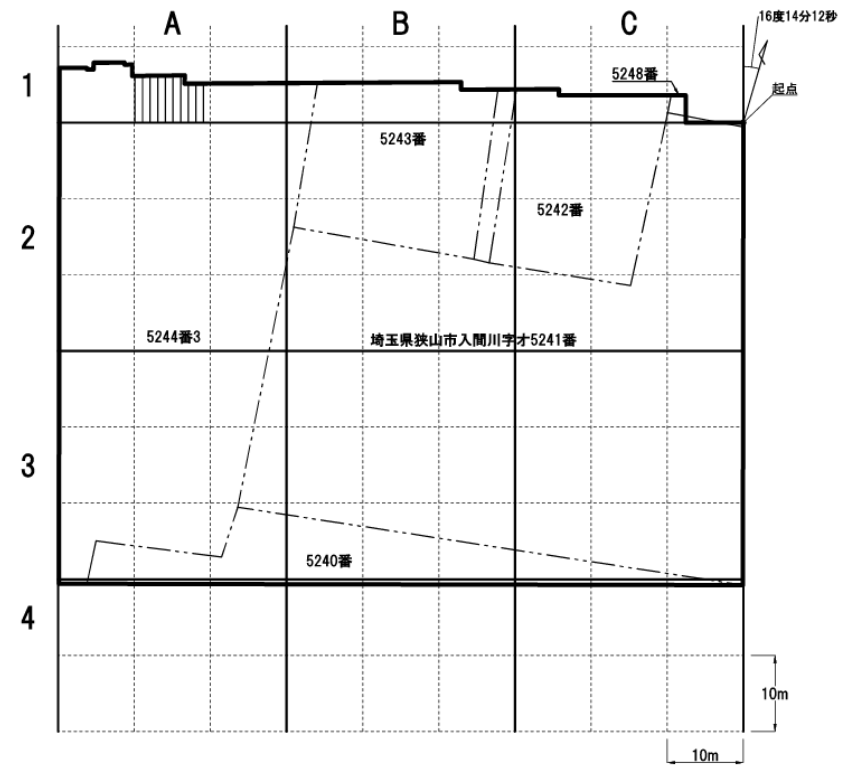
【起点】

起点は、埼玉県狭山市入間川字才
5248番内の座標
調査対象範囲の最北端を起点とす
る。

【格子の回転角度（16度14分12秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東
西方向及び南北方向に引いた線並
びにこれらと平行して10m間隔で引
いた線により構成されている格子を、
起点を支点として左回りに回転させ
た角度を示す。

（整備場A）





【凡例】

-: 単位区画
- : 30m格子
- : 調査対象地
- - - -: 敷地境界
- - - -: 筆境界
- ////: 形質変更時要届出区域
(鉛及びその化合物含有量)

【起点】

起点は、埼玉県狭山市入間川字才5238番内の座標調査対象範囲の最北端を起点とする。

【格子の回転角度（16度17分11秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を支点として左回りに回転させた角度を示す。

